

自主回収着手報告 審査基準

【事務の根拠、報告の対象等】

東京都食品安全条例（以下「条例」という。）第二十三条第一項

特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

- 一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第十九条第二項の規定に違反するものを除く。）
- 二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定による表示の基準に違反する食品等のうち規則で定めるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの

【報告に係る公表】

条例第二十四条第三項

知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

【報告書様式等】

東京都食品安全条例施行規則（以下「規則」という。）第八条第一項

条例第二十三条第一項の規定による報告は、自主回収着手報告書（別記第二号様式）を提出することにより行わなければならない。

参考条項

条例第二十三条第二項

特定事業者（第二条第七項第三号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、製造し、輸入し又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接都民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

条例第二十三条第三項

特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第一項の規定は、適用しない。

- 一 都の区域内に流通していないことが明らかな場合
- 二 都民に販売されていないことが明らかな場合

条例第二十四条第二項

前条第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

食品衛生法第十八条第一項

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

食品衛生法第十九条第一項

内閣総理大臣は、一般消費者に対する器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、前条第一項の規定により規格又は基準が定められた器具又は容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

食品衛生法第十九条第二項

前項の規定により表示につき基準が定められた器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない

食品表示法第四条第一項

内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

(表)

| | |
|---|-------|
| 年 月 日 | |
| 殿 | |
| 住所 氏名 (法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名) | |
| 自主回収着手報告書 | |
| <p>(生産・製造・輸入・加工・販売)した食品等について、下記のとおり自主的な回収に着手したので、東京都食品安全条例第23条第1項の規定により報告します。</p> | |
| 記 | |
| 回収する食品等の商品名 (名称) | |
| 回収する食品等を特定する 情報 (形態、容量、消費期限、 賞味期限、製造番号、表 示事項等) | |
| ※ 製品の表示事項、写真 があれば添付してくださ い。 | |
| 食品等の出荷(販売)年月 日、出荷先(販売店)及びそ の数量 ※ 多数ある場合は、別紙 にリストを添付してくだ さい。 | |
| 回収を開始した年月日 | 年 月 日 |

(裏)

| | |
|--|--|
| 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 | |
| 回収の理由 | 1 食品衛生法に違反するもの (違反内容：) 2 食品表示法に違反するもの (違反内容：) 3 その他、健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの (1) 衛生管理の不備による異常 (2) 健康上の被害が生じているもの (3) 行政処分を受けた場合であって、処分対象品と同様の違反が疑われるもの (4) 以下の法律に抵触するもの ア 農薬取締法 イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ウ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 〔具体的な内容〕 |
| 回収に至った原因 ※ 不明の場合は、その旨を記入してください。 | |
| 回収方法 〔回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定等〕 ※ 社告、ホームページの掲載等を行う場合は、その内容を添付してください。 | |
| 想定される健康への影響 | |
| 担当者所属部署及び担当者名 | 電話番号 |
| 備 考 | |